

## 報復処分撤回裁判を闘い抜いた組織力で、

## 職場闘争を強化し、さらなる組織拡大を勝ちとろう！

7月28日、大崎第一区民集会所において第13回分会定期大会が開催されました。

大会冒頭、庭山執行委員長より「昨一年間は、斉藤書記長に対する報復処分の撤回裁判が中心的取り組みであったが、この裁判が具体的に開始されて以降、この裁判に対する、まさにこれまた報復としか言いようのない会社・管理者による露骨な攻撃・闘争妨害が繰り返されたが、屈することなくこれをはね返しながら取り組みを進めてきた。こうした中であって、新たに名古屋から若き仲間の加入というビッグニュースが届いたことは、本当に勇気づけられ闘いに弾みがついた。7月11・13日の両日に渡って行われた裁判の最大の山場、証人尋問においても「嘘」を「嘘」で塗り固める会社の不当性がより鮮明になった。裁判勝利を確信することは言うまでもないが、気を抜くことなく今後も職場での闘いと合わせ、会社の不当性を訴え続けていこう」との挨拶を受け、出畑議長を選出し、議事が進められました。

質疑における組合員からの意見では、やはり中心的には職場における日常的な問題としてある「年休が思うように取得できない」「一方的な休日勤務指定」あるいは「60歳以降の再雇用に対する不安・待遇」等の他、「政府によるなし崩しの原発再稼働によって高まりつつある国民の怒りの声・行動にもっと積極的に関わっていこう」との力強い発言が続きました。

闘う環境は非常に厳しいですが、裁判闘争を闘い抜いた組織力に自信と確信を持って職場闘争を強化し、何よりも「命令と服従」「規律と忠誠心」による労務管理に立ち向かえない他労組組合員の苦しみを、私たちが代弁し問題化することを通じて、私たち東海労の存在感を示し、共感と信頼を勝ち取ることで組織の強化・拡大を勝ち取ることが、理不尽な攻撃に対する真の反撃となることを全体で確認し、向こう一年間の闘う方針を確立しました。

なお、新役員体制は以下の通りです。

執行委員長 庭山 義輝

執行副委員長 内村 俊幸 西村 隆行

書記長 斉藤 厚志

執行委員 川野 信三 廣瀬 哲也 今城 敬一 石倭 美一

藪 秀一 鎌田 隆一 佐藤 正美 森下 暢紀

会計監査 伊藤 均 中村 雄二

一年間よろしくお願ひします！